

株主各位

第4回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

業務の適正を確保するための体制および運用状況

連結計算書類の連結注記表

個別注記表

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

上記の事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://gooddays.jp/ir/>) に掲載することにより、株主の皆様提供したものとみなされる情報です。

gooddaysホールディングス株式会社

会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下の通りであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
 - (b) 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - (c) コンプライアンスの状況は、各部門責任者が参加する業務執行責任会議を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
 - (d) 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し、窓口を定め、適切に運用・対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
 - (b) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
 - (b) リスク情報等については会議体等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応

は内部監査室が行うものとする。

- (c) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- (d) 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (b) 事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図る機関としてグループ戦略会議を設置し、当社グループの全般的な重要事項について審議する。グループ戦略会議は、原則として月1回開催する。
- (c) 取締役会は、当社及び当社グループの財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。
- (d) 予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 企業集団における業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程を定め、関係会社の管理はグループ人事総務部が行い、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく関係会社管理責任者であるグループ企画本部長を通じて、取締役会に報告し、同時に監査役へ報告する。
- (b) 内部監査室は、内部監査規程に基づき関係会社の監査を定期的実施し、その結果について代表取締役社長に報告する。また、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見した場合、遅滞なく代表取締役社長を通じて、

取締役会に報告し、同時に監査役へ報告する。

- (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、子会社の事業内容や規模等に応じて、当社に準じた社内規程を制定し、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定める。
- (d) 内部統制システムを整備するに当たっては、当社グループ全体に亘る体制を整備する。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (a) 内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 監査役は、内部監査室に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- (b) 取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた内部監査室に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応するものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
- (b) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- (c) 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (a) 監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
- (b) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- (a) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- (b) グループ人事総務部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
- (c) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社グループ各社における業務の適正性に対する取組みの状況
- 当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役5名で構成し、監査役4名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督しております。
- また、グループ各社については「関係会社管理規程」等に基づき、子会社役員を構成員とする会議を14回開催し、当社グループの業務執行の状況および経営計画の進捗状況等

を確認・協議しております。また、当社グループ間の取引については、稟議決裁により決定しております。

並びに「内部監査規程」等に基づき、当社及び当社グループ各社の全部門及び全拠点についての内部監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告を行っております。

並びに当社の監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成し、14回開催し監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、監査役は、代表取締役社長および会計監査人と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。

② コンプライアンス・リスク管理の状況

リスク管理については「リスク管理規程」等に基づき、リスクの未然防止及びグループ各社の会社損失の最小化に努めております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家からアドバイスを受けられる体制を構築するとともに、内部監査及び監査役監査による監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見に努めております。

また、コンプライアンスについては「コンプライアンス管理規程」等に基づき、グループ各社の全従業員に対して、コンプライアンス研修、セキュリティ研修、インサイダー取引防止研修を行いコンプライアンスの啓蒙を継続的行っております。更に内部通報制度の定めにある通報窓口に社外窓口を追加する改定を行い全従業員に内部通報制度の周知をいたしました。

③ 反社会的勢力排除に対する取組みの状況

反社会的勢力排除については「反社会的勢力対応規程」等に基づき、お取引先様の契約書に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、契約前及び定期的にお取引先様及びその代表者が反社会的勢力でないことを確認しております。

更に警視庁管内特殊暴力対策連合会に加盟し反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務基盤を強固にすること、持続的な成長を可能とする収益力の強化が重要であると考え、設立以来普通株式の配当を実施しておりません。

一方で、株主への利益還元につきまして、重要な経営課題であると認識しており、将来の業績及び財務状況、事業環境の変化による経営基盤の状況など内部留保を確保しつつ総合的に勘案して検討、決定していくことを基本方針としております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 3 社
連結子会社の名称 オープンリソース株式会社、ハプティック株式会社
グッドルーム株式会社

- (2) 非連結子会社の数
非連結子会社の数 1 社
非連結子会社の名称 第 4 回新株予約権信託
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数
該当事項はありません。
- (2) 持分法を適用していない非連結子会社（第 4 回新株予約権信託）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

②たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

商品・・・・・・・・主として個別法

未成工事支出金・・・個別法

原材料・・・・・・・・主として総平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2～10年

その他 2～10年

②無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

②完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の完成工事に係る補修費の実績を基礎として算定した将来の負担見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号平成30年3月26日)を当連結会計年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額 21,893千円
2. 当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。
当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	590,000千円
借入実行残高	193,000 //
差引額	397,000 //

(連結損益計算書に関する注記)

1. たな卸資産の収益性低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

売上原価	4,081千円
------	---------
2. 完成工事補償引当金繰入額は、次のとおりであります。

売上原価	5,517千円
------	---------
3. 研究開発費の総額は、次の通りであります。

一般管理費	32,923千円
-------	----------

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 連結会計年度末日における発行済株式の総数

普通株式 1,620,000株

2. 発行済株式に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普 通 株 式 (株)	500,000	1,120,000			－	1,620,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

株式分割による増加（１：３） 1,000,000株

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 120,000株

3. 自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普 通 株 式 (株)	87,886	126,272		214,150		8

(変動事由の概要)

増加減少数の内訳は、次の通りであります。

株式分割による増加（１：３） 126,272株

自己株式の処分による減少 214,150株

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の
目的となる株式の種類及び数

普通株式 201,300株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にgoodroomプラットフォーム等でのクラウドサービスを行うための研究開発計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に本社事務所の賃貸借契約に係るものであり、契約先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で3年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程及び債権管理規程に従い、営業債権について、グループ経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程及び債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

差入保証金については、取引先の財政状態などの把握を定期的に行い、財務状況等の悪化等による回収懸念などの早期把握や軽減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づきグループ財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち35.5%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千 円)	時 価 (千 円)	差 額 (千 円)
(1) 現金及び預金	914,302	914,302	—
(2) 売掛金	1,016,692	1,016,692	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	11,185	11,185	—
(4) 差入保証金	149,930	150,563	632
資 産 計	2,092,110	2,092,743	632
(1) 買掛金	528,424	528,424	—
(2) 短期借入金	199,432	199,432	—
(3) 未払金	137,434	137,434	—
(4) 未払法人税等	100,294	100,294	—
(5) 長期借入金	8,736	8,745	9
負 債 計	974,321	974,330	9

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は、以下のとおりであります。

- ① その他有価証券の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、その他有価証券の当連結会計年度中の売却はありません。

区 分	連結貸借対照表 計上額 (千円)	取 得 原 価 (千 円)	差 額 (千 円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株 式	10,652	1,079	9,573
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株 式	532	733	△200
合 計	11,185	1,812	9,372

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間及び過去の契約更新等並びに信用リスクを勘案し、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、並びに(4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注 2) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年 超 5 年以内 (千 円)	5 年 超 10 年以内 (千 円)	10 年 超 (千 円)
現 金 及 び 預 金	914,302	—	—	—
売 掛 金	1,016,692	—	—	—
合 計	1,930,994	—	—	—

差入保証金は、回収日が確定していないため、上表には記載しておりません。

(注3) 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	193,000	—	—	—	—	—
長期借入金	6,432	6,302	2,434	—	—	—
合 計	199,432	6,302	2,434	—	—	—

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

837円2銭

2. 1株当たり当期純利益

149円55銭

(注)当社は2018年10月5日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益につきましては、当事業年度の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

第三者割当による新株式の発行

当社は、2019年3月25日に東京証券取引所マザーズに上場いたしました。当社は上場にあたり、2019年2月21日及び2019年3月6日開催の取締役会において、S M B C日興証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を次のとおり決議し、2019年4月23日に払込が完了いたしました。

- (1) 募集方法：第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）
- (2) 発行する株式の種類及び数：普通株式 32,800株
- (3) 割当価格：1株につき2,280円
- (4) 払込価格：1株につき2,097.6円
- (5) 資本組入額：1株につき1,140円
- (6) 割当価格の総額：74,784,000円
- (7) 資本組入額の総額：37,392,000円
- (8) 払込金額の総額：68,801,280円
- (9) 払込期日：2019年4月23日
- (10) 割当先：S M B C日興証券株式会社
- (11) 資金使途：研究開発費用、広告宣伝費用

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

3. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号平成30年3月26日)を当事業年度末から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は次のとおりであります。

短期金銭債権	146,554千円
短期金銭債務	6,748千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引による取引高

営業収入	280,080千円
営業費用	10,480千円

営業外取引による取引高

受取利息	35千円
------	------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首	増	加	減	少	当 事 業 年 度 末
普 通 株 式 (株)	87,886	126,272	214,150	8		

(変動事由の概要)

増加減少数の内訳は、次の通りであります。

株式分割による増加 (1 : 3)	126,272株
自己株式の処分による減少	214,150株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	1,595千円
-------	---------

その他	1,259千円
-----	---------

繰延税金資産合計	2,854千円
----------	---------

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社

種類	会社等の 名称	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有 割合)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	オープン リソース(株)	35,000	システム開発 のITソリュー ション提供	所有 直接 100%	役員の兼務 経営指導 出向者の 受入・派遣	経営指導 料の受取 (注)1	190,440	未収入金	17,139
						諸経費等 の支払 (注)2	61,739	未払金	4,161
						諸費用 の立替 (注)3	31,162	立替金	2,221
	ハプティッ ク(株)	10,000	不動産のリノベ ーション及び不 動産仲介・オペ レーション	所有 直接 100%	役員の兼務 経営指導 出向者の受入 資金の貸付	経営指導 料の受取 (注)1	75,600	未収入金	6,804
						諸経費等 の支払 (注)2	19,379	未払金	1,610
						資金の 貸付 (注)4	99,000	短 期 貸付金	99,000
						利息の 受取 (注)4	30	未収 入金	30
	グッドルー ム(株)	20,000	不動産仲介サイ ト及び地域情報 サイトの運営	所有 直接 100%	役員の兼務 経営指導 資金の貸付	資金の 貸付 (注)4	20,000	短 期 貸付金	20,000
						利息の 受取 (注)4	4	未収 入金	4

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 子会社より経営指導管理業務の受託を受けたもので、経営指導料については、各子会社の収益を勘案して合理的に決定しております。
2. 子会社から出向者人件費及び諸経費等の立替払いを受けたもので、実費であります。
3. 子会社の人件費及び諸費用等の立替払いを行ったもので、実費であります。
4. 子会社に対し貸付金の実行を行ったもの及びその利息であり、資金の貸付の利息については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 役員及び主要株主等

種類	氏名又は会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	職業又は事業の内容	議決権等の所有(被所有割合)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	小倉 弘之	—	当社代表取締役	被所有直接11.6%	当社役員・子会社役員	新株予約権の行使(注)	48,000	—	—

(注) 新株予約権の行使は、2016年4月11日に割り当てられた第2回新株予約権の行使によるものです。

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり純資産額
659円38銭
- 1 株当たり当期純利益
2円26銭

(注)当社は2018年10月5日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。
1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益につきましては、当事業年度の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

第三者割当による新株の発行

当社は、2019年3月25日に東京証券取引所マザーズに上場いたしました。当社は上場にあたり、2019年2月21日及び2019年3月6日開催の取締役会において、S M B C日興証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を次のとおり決議し、2019年4月23日に払込が完了いたしました。

- (1) 募集方法：第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）
- (2) 発行する株式の種類及び数：普通株式 32,800株
- (3) 割当価格：1株につき2,280円
- (4) 払込価格：1株につき2,097.6円
- (5) 資本組入額：1株につき1,140円
- (6) 割当価格の総額：74,784,000円
- (7) 資本組入額の総額：37,392,000円
- (8) 払込金額の総額：68,801,280円
- (9) 払込期日：2019年4月23日
- (10) 割当先：S M B C日興証券株式会社
- (11) 資金使途：研究開発費用、広告宣伝費用